

平成18年4月6日
午前10時30分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(31名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 佐藤博 | 2番 | 武田正樹 |
| 3番 | 小坂井実 | 4番 | 佐藤高清 |
| 5番 | 立松新治 | 6番 | 山本芳照 |
| 7番 | 村井邦彦 | 8番 | 新田達也 |
| 9番 | 渡邊昶 | 10番 | 伊藤正信 |
| 11番 | 栗田和昌 | 12番 | 杉浦敏 |
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 三浦義美 |
| 15番 | 浅井葉子 | 16番 | 中山金一 |
| 17番 | 前田勝幸 | 18番 | 安井光子 |
| 19番 | 佐藤良行 | 20番 | 高橋和夫 |
| 21番 | 立松一彦 | 22番 | 水野博 |
| 23番 | 高橋清春 | 24番 | 木下道郎 |
| 26番 | 久保文哉 | 27番 | 黒宮喜四美 |
| 28番 | 四方利男 | 29番 | 大原功 |
| 30番 | 村上末松 | 31番 | 原沢久志 |
| 32番 | 三宮十五郎 | | |

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

25番 宇佐美肇

3. 会議録署名議員

1番 佐藤博 2番 武田正樹

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

| | | | |
|-------------------|------|----------------|------|
| 市長 | 川瀬輝夫 | 助役 | 加藤恒夫 |
| 教育長 | 池田俊弘 | 総務部長 | 横井昌明 |
| 民生部長兼 福祉事務所長 | 北岡勤 | 開発部長 | 服部輝男 |
| 教育部長 | 平野雄二 | 十四山支所長 | 平野瞳 |
| 総務部次長 兼税務課長 | 佐藤忠 | 開発部次長 兼農政課長 | 早川誠 |
| 十四山総合福祉 センター所長 | 大木博雄 | 総務課長 | 佐藤勝義 |

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 企画情報課長 | 村瀬美樹 | 防災安全課長 | 服部正治 |
| 市民課長 | 加藤芳二 | 健康推進課長 | 鯖戸善弘 |
| 福祉課長 | 横井貞夫 | 介護高齢課長 | 佐野隆 |
| 児童課長 | 山田英夫 | 教育課長 | 前野幸代 |
| 社会教育課長 | 高橋忠 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 下里博昭 | 書記 | 飯田宏基 |
|--------|------|----|------|

6. 議事日程

| | | |
|-------|----------|---------------------------------|
| 日程第1 | | 議席の指定 |
| 日程第2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | | 会期の決定 |
| 日程第4 | | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 承認議案第1号 | 専決処分の承認の件 |
| 日程第6 | 条例議案第66号 | 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正の件 |
| 日程第7 | 条例議案第67号 | 弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正の件 |
| 日程第8 | 条例議案第68号 | 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件 |
| 日程第9 | 議案第30号 | 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件 |
| 日程第10 | 議案第31号 | 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件 |
| 追加日程 | | 議長の辞職の件 |
| 追加日程 | | 議長の選挙の件 |
| 追加日程 | | 副議長の辞職の件 |
| 追加日程 | | 副議長の選挙の件 |
| 追加日程 | | 常任委員会委員の選任の件 |
| 追加日程 | | 議会運営委員会委員の選任の件 |
| 追加日程 | | 議会広報編集特別委員会委員の選任の件 |
| 追加日程 | | 海部南部水道企業団の議会議員の選挙の件 |
| 追加日程 | | 海部南部消防組合の議会議員の選挙の件 |
| 追加日程 | | 海部地区環境事務組合の議会議員の選挙の件 |
| 追加日程 | | 海部地区水防事務組合の議会議員の選挙の件 |
| 追加日程 | | 海部地区休日診療所組合の議会議員の選挙の件 |
| 追加日程 | | 海部南部広域事務組合の議会議員の選挙の件 |
| 追加日程 | 同意議案第2号 | 監査委員の選任の件 |

~~~~~  
午前11時25分 開会

議長（大原 功君） ただいまより平成18年第1回弥富市議会臨時会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 議席の指定

議長（大原 功君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、ただいま着席のとおり指定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議席は、ただいま着席いただいております席と指定いたします。

~~~~~  
日程第2 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第3 会期の決定

議長（大原 功君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

第1回弥富市議会臨時会の会期を本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

~~~~~  
日程第4 諸般の報告

議長（大原 功君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~  
日程第5 承認議案第1号 専決処分の承認の件

議長（大原 功君） 日程第5、承認議案第1号を議題といたします。

議案は税務課長に説明をさせます。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君）〔説明〕

議長（大原 功君） 川瀬輝夫市長に提案理由の説明を求めます。

市長（川瀬輝夫君） 承認議案第1号は、地方税法の一部改正に伴いまして必要な条例改正を専決処分いたしましたので、御承認方、よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

まず、原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 原沢でございます。今回の専決処分の承認について、4点について質疑を行いたいと思います。

第1点目は、平成16年度から17年度にかけて実施された税制改正による平成18年度負担増の内容はそれぞれどうだったのか、人数と金額等についてお伺いをいたします。

2点目は、今回の第26条第2項及び附則第5条第1項の影響はどうか、お尋ねをいたします。

3点目は、非課税範囲の縮小による影響はどうか、お伺いをいたします。

4点目は、市税の増収を福祉や医療、介護等の負担減免制度の拡充に回していただきたいということでございます。

以上4点について、よろしく願いをいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） 4点のうち4番でございますが、合併協議の資料の中で、議員の皆さん方も承知していただいておりますが、当市の福祉、そしてまた医療につきましては、乳幼児医療の制度、それから精神障害者医療制度は、近隣の市町村に比べまして非常に進んでおるということでございます。また、介護保険におきましても、制度上の負担、上限等いろいろありますが、これも軽減措置が設けられておるということは、私が言うまでもなく御存じで、また御勉強していらっしゃると思っております。繰り返し申しますが、所得の減少等につきまして、保険料の減免と、さらには利用料の減免を規則で定めております。これもまた近隣市町村に比べましてよく進んだ状況でございますので、負担と受益のバランスの中の公平性を保持しておるということです。現在、そういう制度の中で対応しておるということでございます。

そのほかにつきましては税務課長より答弁させていただきますので、よろしく願いします。

議長（大原 功君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 原沢議員の質問に対し御答弁を申し上げます。

まず、第1点目の平成16年度から平成17年度にかけての税制改正の主な改正点でございま

す。第1に、均等割額の税率の改正であります。この影響は約2万1,100名、金額にして約2,110万円が見込まれます。第2点ですが、配偶者控除の上乗せ部分の廃止でございます。この影響は約5,200名、金額にして4,500万円が見込まれます。第3に、共働き夫婦の妻への均等割額の課税であります。この影響は約3,900名、金額にして約1,170万円が見込まれます。第4に、高齢者控除の廃止、公的年金等控除額の縮小であります。この影響は約2,200名、金額にして約3,000万円が見込まれます。第5に、定率減税の廃止であります。この影響は約1万9,000名、金額にして1億500万円が見込まれます。

質問の2点目でございます。今回の改正によります第26条第2項及び附則第5条第1項の関係でございます。個人の市民税の均等割・所得割の非課税の範囲を算定するに際して、配偶者や扶養親族を有する場合に加算する額の変更——これは引き下げでございます——これがありましたことにより、一部の非課税対象者に影響が見込まれます。

3点目でございますが、その影響額はということでございます。これはあくまでも平成17年度のデータをもとに、均等割・所得割非課税の判定額・加算額が変更になることのみで見ますと、これまで均等割・所得割の非課税者であった者のうち、均等割非課税者について3名、金額にして1万2,000円、所得割非課税者については10名、金額にして3万6,600円の負担が見込まれます。以上でございます。

議長（大原 功君） 他に質疑の方ございませんか。

〔「議長31番」の声あり〕

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 再質問を行わせていただきます。

弥富町の2月の広報「やとみ」ナンバー465号ですが、ここの2ページ・3ページの見開きで、先ほどの住民税が大きく変わりますということで、ポイントを6まで、その説明をわかりやすく解説しております。そういう中で、先ほど課長の方から答弁がありましたが、総額で2億1,280万円という大きな市・県民税が増収になっているという御報告でありました。それで、川瀬市長の方からは、弥富市の福祉は他の近隣市町村と比較し、すぐれていると。乳児医療費の問題、精神障害者の問題は特にすぐれているというふうに発言がありました。私もそういう点では同感であります。しかし、今日の国の施策は、昨年10月に介護保険法が改正されて、介護保険の内容が変わってまいりました。施設に入りますと、老人保健施設等では食費がこれまでの費用から外されたり、あるいは水・光熱費は別に支払わなければならないというようなことで、負担が大幅に2万、3万円とふえております。また、障害者の関係する障害者自立支援法の施行も、この4月から実施されます。この障害者自立支援法におきましても、介護保険同様、食費や水・光熱費が、これから施設を利用する場合、全額個人の負担になってくる。こういうふうに制度が大きく変わってまいりました。これまで障害者

の方たちはほとんどの方が無料でそういった施設を利用することや、また福祉の恩恵を医療などでも受けてまいりましたが、そういうことが大変厳しくなってきました。そういう点で、今、負担が重くてそういった施設に入所することが困難、また通うことが困難、こういう方たちが現に生まれてきております。そういう点からいいまして、国の方では住民税・市町村民税非課税世帯等についての減免制度というものも確かに設けておりますが、まだまだ不十分な内容でございます。そういう点で、ぜひともそういうところに対する弥富市独自の減免制度、また軽減措置が今求められているというふうに思います。そういう点についてもう一度、川瀬市長の方から明快な御答弁をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） 御指摘のとおり、他の市町村に比べまして、弥富市は弥富町の時代から進んでおると私も自負しておるところでございます。そしてまた、今御質問の中でも御承認くださいますし、まことに光栄と思っております。なお一層、福祉の充実ということに関しましては大切でございますし、また重要でございますので、改善すべきときはしていかなくちゃならないと思っております。しかし、この施策を実施する上では、財源というものを考えていかなくちゃならないと。だから、効果的に活用するためには、市全体の施策の中でバランスをとっていきたくて思っております。

以上、大体簡単に説明いたしました。御了解いただきますことをよろしくお願いいたします。

議長（大原 功君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

〔「議長31番」の声あり〕

議長（大原 功君） まず、原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 反対討論をいたします。

この議案は国の地方税法の一部改正に伴い提案されているものですが、市町村民税均等割及び市町村民税所得割の非課税限度額を現行よりさらに引き下げる内容となっており、賛成できません。広報「やとみ」ナンバー 465の2ページから3ページで、平成18年度から個人の町民税・住民税が大きく変わりますとして、国の平成16・17年度税制改正のポイントを1から6とわかりやすく説明しております。ポイント1は、65歳以上の方に適用される公的年金等控除額 140万円が 120万円に少なくなること。ポイント2は、老年者控除48万円がなくなること。ポイント3は、税額から差し引く定率減税が少なくなること。ポイント4は、65歳以上の方に適用される非課税措置が、前年の合計所得金額が 125万円以下がなくなること。ポイント5は、93万円を超える収入のある妻に対しては、町・県民税の均等割額が 2,000円

から 4,000円への全額負担になること。ポイント 6 は、65歳以上の年金生活者で妻を扶養している方の非課税となる年金収入 193万 6,000円、妻を扶養していない方の非課税となる年金収入 148万円、この金額をさらに引き下げ、生活保護費よりも少ない収入のところからでも税をかけようとしていることです。このため、これまでは住民税非課税だった高齢者等が、収入は変わらないのに課税対象者になることにより、介護保険料や国保税の額が大幅にふえています。さらに、施設サービスの利用料は、昨年の10月から 1割負担に加えて、居住費・食費が介護保険の対象から外れ、原則として、その全額を利用者が負担することになりました。

身体障害者、知的障害者、精神障害者の方たちも、障害者自立支援法の施行により、この 4月から介護保険と同じように 1割負担となり、居住費・食費が外され、原則として、その全額を利用者が負担することになりました。これまでは本人の所得が基本で、負担はほとんどの方がありませんでした。しかし、これからは世帯の収入に変えられ、大幅な負担増となっています。大企業や高額所得者が潤う法人税率の引き下げ、所得税の最高税率の引き下げはそのままにして温存をする。庶民にだけは大增税を迫るやり方は問題であります。弥富市としては、介護保険の国庫負担を25%にすべきだと全国市長会、町村会が主張しているように、国に制度の充実・改善をするため、相応の費用負担を求めていくことは当然のことではありますが、自治体独自の減免制度、負担軽減制度をつくり、低所得者対策を確立するよう求めるものであります。

以上を申し上げまして反対討論といたします。

議長（大原 功君） 他に討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立26名〕

議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

〔「議長」の声あり〕

議長（大原 功君） はい。

31番（原沢久志君） 私がまだ発言席から自分の議席に着く前に、起立多数ということでやられては困ります。私が席に着いてから、そのような採決をお願いします。

議長（大原 功君） もう終わりましたで、座ってください。

~~~~~

日程第 6 条例議案第66号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正の件

日程第 7 条例議案第67号 弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正の件

日程第 8 条例議案第68号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

議長（大原 功君） この際、日程第 6、条例議案第66号から日程第 8、条例議案第68号まで、以上 3 件を一括議題といたします。

議案は関係課長に説明をさせます。

十四山総合福祉センター所長（大木博雄君） 〔説明〕

防災安全課長（服部正治君） 〔説明〕

議長（大原 功君） 川瀬市長に提案理由の説明を求めます。

市長（川瀬輝夫君） 条例議案第66号は施設の管理を指定管理者制度に移行するため、条例議案第67号は弥富市議会委員会条例の制定に伴いまして、条例議案第68号は非常勤消防団員等によります損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正する議案であります。御審議方、よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

まず、安井光子議員。

18番（安井光子君） 安井でございます。私は、条例議案第66号について、質問を 3 点にわたってさせていただきます。

まず第 1 は、先ほど内容説明については簡単にございましたが、第14条の 2 「前号に掲げるもののほか、市長が定める業務」となっておりますが、この内容について御説明をいただきたいと思っております。

第 2 は、十四山総合福祉センターの各事業、高齢者生きがいセンター、福祉授産所は公的な施設として運営がなされ、住民の福祉、暮らしを支えてきました。指定管理者制度になり、この住民サービスは維持することができるとお考えなのでしょうか。

第 3 点は、この条例は 7 月 1 日施行となっておりますが、指定の手続はその前でも行うとなっております。委託先はどのように考えておられるのでしょうか。この点についてお尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（北岡 勤君） お答えをさせていただきます。

14条の規定でございますが、これにつきましては、委任をする業務自体が施設の維持管理をする部分、それから、それに伴ってもう一つ市長が定める部分として、運営の部分がございます。したがって、その運営につきましては、施設の目的、あるいは対応等に応じまして具体的な範囲を今後定めていくということでございます。



それから、どういう指定管理者にという御質問だったと思いますが、これにつきましては、現在、説明でも申し上げましたように、公益的な法人に業務を委託しております。今回の地方自治法の改正に伴いまして、管理の委託というものが指定管理者制度に移行するという中で、どういう管理者にということにつきましても、条例で今回提案させていただいておりますが、今後、その提案しておる条項に従いまして指定管理者の選任をしていくということになります。

それから、ちょっとすみません、3点目は施行の手續だったですかね。質問の中身をちょっと。

議長（大原 功君） もう一遍聞いてまえばいいが。

いいですか、安井議員。

〔「議長18番」の声あり〕

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 再質問をいたします。

2点目の問題で、指定管理者制度になりますと、今まで公的な施設として、住民サービス、福祉、暮らしを支えるサービスが行われてきたわけですが、このサービスは維持することができるとお考えなのでしょうか。

それから、指定管理者制度の指定先につきましては、まだ検討中ということでしたが、議会に提出されると思いますが、6月議会に出されるんでしょうか。その点、再質問いたします。

それから、津島市などでは児童館を株式会社日本保育サービスに運営・管理委託。子育ての重要なかなめである場所でございますが、ここに市場原理を持ち込むということは、子供たちの発達・成長をはぐくむことにはならないのではないか、このようなことが非常に危惧されております。とりわけ福祉・教育の部門、ここに指定管理者制度が持ち込まれるということはなじまないのではないか、このようなことが心配されております。例えば十四山の福祉授産所でございますが、現在7名の方が通所しておられます。非常にその方その方の障害の度合いに応じて丁寧に指導・作業がされておりますが、この点についても指定管理者制度はなじまないのではないかと私は考えますが、答弁をお願いします。

議長（大原 功君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（北岡 勤君） 先ほどはどうぞ失礼をいたしました。

質問にお答えさせていただきますが、まずサービスの維持の問題でございます。指定管理者の選定につきましては、今回提案しております条例の第12条に規定をしておりますように、指定管理者の指定を受けようとする者については、事業計画書、その他必要な書類を提出することになっております。その選定基準は、事業計画の内容が施設の設置目的を最も効果的

に達成し、管理費の縮減を図ること、あるいは事業計画書に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があることを基準といたしております。指定管理者の指定につきましては、事業内容を十分に調査した上で、議会の議決を経て指定してまいります。現在の住民サービスを下回ることはないと思っております。この手続につきましては、6月の議会を現在のところは想定いたしております。

それから、指定管理者はどこかというような御質問だったと思いますが、今回の条例改正は、先ほど来申し上げておりますが、管理の委託の制度が指定管理者制度に変わるということの中で、制度の導入ができるように手続等を規定するものでございまして、管理者については条例の規定に基づいて今後選定していくことになるということとございまして、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

議長（大原 功君） ここで、12時過ぎたので、1時半まで休憩をいたします。

~~~~~

午後0時05分 休憩

午後1時30分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔「議長31番」の声あり〕

議長（大原 功君） 次に、原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 原沢です。私は消防団員等公務災害補償条例の一部改正する条例について質問をさせていただきます。

今回の改正は引き下げとなっておりますけれども、何を基準にして引き下げの改正をされたのか、その点についてお伺いをいたします。

なお、2点目といたしましては、それぞれ改正に伴う影響額はどのような内容になるのか、担当課長の方から説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

議長（大原 功君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それでは、原沢議員の御質問にお答えします。

まず1点目の件でございますが、今回の改正につきましては、平成18年3月27日に公布されました非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成18年政令第65号）によるものでございまして、あくまでも国の準則に基づき改正したものであります。

2点目の、改正に伴う影響額の関係でございますが、これにつきましては、対象者の公務災害の傷病等級とか介護等の状態によって異なりますので、影響額を算定することはできません。以上です。

〔「議長31番」の声あり〕

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 今回の改正については、政令の65号改正によるものであり、国の準則にのっとったものであるということですが、その準則をつくるに当たっては、何に基づいて準則がつけられたのか、そういうことについてお尋ねをいたしておるわけですが、もう少し中身をわかるように説明いただきたいと思います。国が決めたから、はい、そのとおりですということだけではなしに、もう少しわかりやすく説明をいただきたいと思っています。

それから影響額についてでございますが、これについても算定ができないという答弁でございますが、10年未満の部長だとか班長及び団員の補償基礎額表がございまして、そういったところに例えばということで、こういう方の場合の交渉ですとこういう補償額になりますということで一定の基準の枠を設ければ、そういった影響額というものについても説明が可能だと思います。そういう点でもう一度、親切に、わかりやすく説明をお願いしたいと思います。以上。

議長（大原 功君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 先ほどの第1点目の件でございますが、これは各市町村単独で決められるわけではございませんので、あくまでも国の準則に基づいて改正したものであります。

それから、2点目の消防団員の公務災害の関係でございますが、もう一度具体的に申し上げますと、団長及び副団長の階級で勤続年数が10年未満の者につきましては、1万2,470円を1万2,400円ということで70円の減額になります。それから、分団長及び副団長の階級で勤続年数20年以上の者の補償基礎額についても、同額の70円の減になります。次に、団長及び副団長の階級で勤続年数10年以上20年未満の者につきましては、40円の減ということでございます。次に、部長、班長、団員の勤務年数10年未満の補償額につきましては、200円の減でございます。

それから、改正に伴う影響の関係で、それぞれ介護の状態とか公務災害の傷病の等級の関係で異なりますので、1件当たりの減額につきましてはそれぞれの差額分ということで、その分が減額になります。以上です。

議長（大原 功君） 他に質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

〔「議長18番」の声あり〕

議長（大原 功君） まず、安井議員。

18番（安井光子君） 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部を改正する条例につきまして反対討論を行います。

この条例は、十四山福祉センターの高齢者生きがいセンター、福祉授産所を指定管理者制度にするというものでございます。この管理者の中には営利企業も含まれますので、公共施設管理が一気に市場化の波にさらされることになりかねません。既に実施されている事例等を聞いたり見たりいたしますと、さまざまな問題点が指摘されています。まず一つは、民間の営利企業に任せますと、利潤追求のために住民サービスが低下するという危険性があります。二つ目には、そこで働く職員等のリストラとか労働条件の低下、ひいては地域の活性化を阻害することにもなりかねません。3点目は、特に福祉授産所につきまして、今は公的施設管理運営ということで、きめ細かな指導が行われているわけですが、指定管理者制度になれば、この子たちの基本的人権や福祉は保障されるでしょうか。民営化の荒波にさらされることになりかねませんので、ぜひ今の住民サービスが低下することがないように要望したいと思います。よって、この条例に反対し、反対討論いたします。

〔「議長31番」の声あり〕

議長（大原 功君） 次に、原沢議員。

31番（原沢久志君） 条例議案第68号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

今回の条例の一部改正は、消防団員等公務災害補償の額をそれぞれ引き下げるものであり、反対です。質疑の中で、消防団員等公務災害補償の基礎補償額の引き下げの理由としては、国の準則に基づくものであるということですが、こういった準則が出てくる裏には職員給与の引き下げということがあるからではないかと考えます。小泉内閣の給与構造の見直し、公務員の総人件費削減攻撃のもとで示された昨年8月の人事院勧告は、給与構造の見直しで給料表を4.8%切り下げる。調整手当を地域手当に名称変更し、地域間で格差をつける。公務労働に成果主義を持ち込み、能力・実績評価で昇給に格差を導入し、期末・勤勉手当にも成績配分を設けるなどの内容を、地域の実情を検証することなく、そのまま導入するものであります。地方公務員法第24条では、職員給与は生計費であり、同一労働・同一賃金が原則だと定めています。成果主義の賃金制度の導入は地方公務員法違反に当たるものであります。成果主義による評価基準はゼロから8号まで分布させるもので、評価者による評価によって賃金格差が持ち込まれることによって、住民に信頼され、誇りを持って仕事に専念するという、住民としっかり向き合って仕事をする事より、評価者の動向に気配りをする御機嫌伺い、ヒラメ職員づくし、住民に責任を持って職務を遂行することを妨げ、公務労働を停滞させる職場づくりを目指すものと言えます。さらには、この給与構造の見直しによる給与条例改正は、単に自治体職員の賃金水準を引き下げるにとどまらず、民間の賃金引き下

げの悪循環を引き起こしかねません。公務員の賃金が下がったからと、民間労働者の賃金引き下げにも波及し、賃下げ競争に拍車をかけるものとの指摘がありまして、今回の改正はまさにそうした内容であり、賛成できません。

全労働などでつくる国民春闘共闘委員会は、4月3日、3月下旬までの回答状況を発表いたしました。各単産の回答がほぼ出そろい、1組合当たり単純平均で5,736円、引き上げ率1.93%、組合員1人当たりの加重平均で6,264円となり、引き上げ率は2%台に乗りました。登録組合876のうち、回答を引き出したのは約3割の259組合ですと紹介されておりました。このように、賃金のアップにつきましても出てきているところであります。

以上の問題点を指摘し、反対討論といたします。

議長（大原 功君）他に討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君）これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、条例議案第66号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立26名〕

議長（大原 功君）起立多数と認めます。

よって、条例議案第66号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、条例議案第67号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君）御異議なしと認めます。

よって、条例議案第67号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、条例議案第68号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立26名〕

議長（大原 功君）起立多数と認めます。

よって、条例議案第68号は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~

日程第9 議案第30号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第10 議案第31号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

議長（大原 功君）この際、日程第9、議案第30号、日程第10、議案第31号、以上2件を一括議題といたします。

川瀬市長に提案理由の説明を求めます。

市長（川瀬輝夫君）議案第30号、議案第31号は、合併に伴います旧十四山村の打ち切り決算によりまして、収支に伴う予算を計上したものでございます。御審議方、よろしくお願

します。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

まず、三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、ただいま提案されております補正予算（第1号）についてお尋ねをいたします。

もともと、この歳出につきましては、十四山村を弥富町に編入合併することによりまして発生する打ち切り決算に伴う弥富町の負担でございますので、歳出そのものについて私は反対ということではございませんが、問題はそのやり方でございます。その財源を基金の取り崩しに求めておりますが、もともと当初予算で8億9,394万4,000円計上してありましたものを、不足分すべてを基金で充当するというので、9億2,455万8,000円の本年度基金の取り崩しをするということで議会に諮るわけでございますが、もともと弥富町は予算計上時に基金の取り崩しを過大に計上し、いかにも財政が大変ではないかと議会や住民が思わざるを得ないような予算計上がされております。

しかし結果は、例えば15年度当初予算で基金取り崩しの予算計上額が12億4,444万9,000円でありましたが、実際には、このときはひので保育所その他の事業もございまして、それでも取り崩した額は7億9,000万円余りでございました。16年度は12億7,100万円を超える基金の取り崩しを当初予算に計上しておりますが、実際に取り崩した額は6億4,300万円余りでございます。17年度は4億3,731万3,000円の基金取り崩しを予定しておりましたが、実際には8,500万円余りでございまして、そういうふうになっていく背景には、当初予算の前年度の繰越金、要するに差益剰余金を過小に見積もっていることが一つの大きな原因だというふうに私は考えております。例えば16年度は、当初予算では前年度繰越金9,583万7,000円が実際には3億7,800万円余り。17年度の当初予算は、9,000万円余りが実際には6億600万円余りと。18年度は、こういう状況を多少改善しなきゃいかんとお考えになられたのか、3億円の前年度の繰越金を予定しておりますが、当初予算の策定時にはまだ確定していなかったさまざまな国、その他が負担をする、あるいは配分するものが確定をしてくれて、かなり大きくそれを上回るものになるというふうに私は見ております。

したがって、実際に現在判明しております17年度の差益剰余金、18年度への旧弥富町分の繰越金については、おおよそどの程度というふうに把握をしておられるのか。また、今後こうした予算の実態が、基金につきましては皆さんに配付されておりますのでよくわかっておりますが、留保財源となっております前年度の差益剰余金、いわゆる繰越金は、補正予算を編成するときには優先的に財源として計上して、市の財政の実態を絶えず議会と住民に明らかにしていくことが、私は本当に市政の実態を議会、あるいは住民に知っていただき、一緒にこの市政を前進させていく何よりの市当局の務めではないかというふうに考えますが、そ

ういう方向で今後の補正予算の編成をしていくというようなお考えはいかがなものか、まず第1点お尋ねいたします。

次に、本年度の職員への異動の辞令の交付についてお尋ねをいたします。

本年度は、たしか27日、月曜日に課長を通じて職員への異動辞令が内示をされたというふうに伺っておりますが、新聞発表はそのちょっと後でございましたが、大体よその市の事例などをお尋ねしてみますと、例えば名古屋市の場合ですと、2週間前に辞令を交付すると。そして、当然幹部の皆さんがいろいろお考えになって行った異動でありまして、職員の皆さんの健康状態だとか、あるいは諸般の事情によりまして、その異動についてはなかなか困難を伴うこともありまして、そういう調整もきちんとできる期間を置いて辞令が交付をされておりますが、何よりも行政の大きな力の一つは、職員の皆さんが、きちんとそれにふさわしい処遇がされて、全体の奉仕者として住民に安心して向き合うことができる。また、日々の職責を全うすることができる保障を、市長、以前は町でございましたから町長、こういうトップの人たち、あるいは人事を担当される職責にあられる皆さんが、どれほど職員を宝物として扱っているかという一つの基準になると思うんです。そういうことから考えますと、辞令交付、とりわけ今回は合併して、従来考えられなかったような場所に、同じ公務員とはいえ配置・配属されるという方もございまして心配されておりましたが、それだけに、そういう配慮をトップがきちんとやっていただくということが、本当に市民と職員の皆さんが心開いて向き合っていく上でどうしても欠かすことができない大切な問題だと私は考えておりますが、こうした民主的なトップと職員の間ルールを確立していくということをどうお考えになっているか、今回の問題とあわせてお尋ねしたいと思います。

次に、この問題と絡みまして、数名の、私どもが見たところでは常勤の部下を持たない課長職が今回つくられている。愛知県の自治体労働組合の一つであります自治労連の方に、こういう事例はしばしば皆さん見かけたことがあるかというふうにお尋ねをしたら、初めて聞きましたと、そんなことはと。やはりそういうことがあるというのは、自治体職員、自治体幹部を大切にするという上でもかなり問題があるのではないかと。大いに議論をしていただいて、正すべきは正していただきたいというようなお話もございましたが、今回そういうことだとか、あるいは新聞に発表されたものでは、部長職につきましては7名が写真入りで報道されました。次長級ということで何名かの方がお名前は載っておりますが、実際に新聞報道によりますと、次長職ということで辞令が出されたというふうに報道されたのは、総務部次長の、税務課長を兼務されている方だけだったというふうに私は見ております。新聞社側の見落としでそういうことが起こったのかと、ちょっと事実関係をお尋ねしてみましたら、ほかに次長級の発令をしているところもあるが、新聞社にはそのことはどうも報道しないようにと言ったのか、伝えなかったのか、どちらかではなかったかというふうに思いますが、

もともと町の職員は、市でございますから市長を頂点にいたしまして、それぞれの指揮命令系統、そして権限と責任をもって職責に当たるわけでございますので、そういうことから見ますと、公表された辞令を見た限りでは、そういう責任や権限の分担が非常にあいまいなような配置になっているのではないかというふうに思わざるを得ませんが、その辺について、例えば教育部におきましては部長職という方が2人見えますが、どういう職務の分担をして、あるいはお2人の関係はどうかというようなことは、この事例を見る限りでは非常にわかりづらいものになっておりますが、もっと住民にわかりやすい、しかも職員が一丸となって職責が果たせるような組織機構をつくり、組織として、職員をもっともって力が発揮できるようにしていくということが強く求められているというふうに私は思います。

そして、先ほど申し上げましたように、常勤の部下を一人も持たない複数の課長待遇の方が見える一方で、今、新設中学校を初めとして多くの課題を抱える教育部長が図書館長を兼務していると。全体の職員配置から見て、職務と同時に、もっともってそれぞれの幹部職員をそれにふさわしい処遇をしていくという上でも、バランスのとれた人事配置をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、合併をして、皆さんに本当に喜んでいただけるようにするということから考えまして、予算に関連をしてお尋ねいたしますが、巡回バスのAコースについてお尋ねしたいと思います。

私は3月の議会のときに、十四山村を弥富町に編入して市になる。当然、弥富町と同じ条件で巡回バスを運行していただくことができるかというお尋ねをいたしました。そうしたら、総務部長の答弁は、私が示したのはBコース、Cコースの事例を示して、重複しておるところはもっとたくさんになりますが、そうでない、重複していない二つあるコースの一方だけでも大体8から9ヵ所、もう一つ特殊なコースがありますので、往復10回ぐらい利用できるようになっているのがCコースですが、そういう弥富と同じような運行ができるかと言ったら、同じ運行はできますという答弁で、どうも釈然としないということを申し上げて私は質問を終わったわけですが、新しい時刻表を見ましたら、Aコースは従来の7回りを4回りに削減して事実上半減していることと、それから、実は今度新たにBコース、Cコース等に、役場のすぐ隣の海南病院の前の停留所がつくられましたよね。巡回バスを利用するかなりの人は、自分で車を運転しないか、ないしはこういう省エネ時代に自家用車に乗ってというよりは公共交通、あるいはそれを利用して省エネに協力したいとか、そういうお考えを持っている方たちで、福祉センターやいこいの里の利用とあわせて病院への通院というのは、かなり大きい役割を果たしています。そういうところが、Aコースは利用回数が半減の状態になったこととあわせて、実は従来は9時33分に役場前に福祉センターから入れるバスがあったわけですが、10時48分が一番早く入るバスなんですね。海南病院を利用するという

から考えると、事実上目的を果たさないと。これはまた、十四山から入るコースも全部このAコースですから同じですね。しかも、いこいの里を十四山から来た人たちが利用しようと思えば、大体片道1時間半ぐらいかからなければいこいの里の利用はできないというような形になっておりますし、それから福祉センターへの到着時間も、十四山村の福祉センターへの到着時間もかなり遅いものになっておりまして、Bコース、Cコースに比べたら本当に利用のし勝手が大きく異なるものでございます。こういう新たに合併してこられた十四山の皆さんが、弥富と同じ条件でと言われたことと比べると、大変大きな違いが発生しておりますし、同時に、弥富町のAコースの皆さんにしてみましたら、本来利用していた巡回バスの利用目的を大きく狭められるものになっておりまして、せっかく合併してよかったといっただけの条件をつくらなきゃいかんときに、私は、今回の合併問題について、住民の皆さんが合併してよかったかどうかということをお感じになる具体的な問題の一つ、だれもがわかるそういう大きい問題で、公平性を著しく欠くようなこういうやり方というのは一日も早く改善すべきではないかというふうに思いますが、このことについて利用者の声を聞き、改善をしていくというお考えがあるかどうか、改めてこの実態についてどういうふうに市長や担当者がお考えになっているか、明確に御答弁をいただきたいと思っております。御答弁によりましては再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（大原 功君） 川瀬市長。

市長（川瀬輝夫君） 最初に財源の問題が出ておりましたが、2億円の見込みとしておりますが、これはあくまで見込みでございますので、そこら辺のところ御了承願いたいと思っております。決算が確定いたしましたときには、おいおい発表させていただきますので、御了承願います。

それから、内示のことでいろいろあれやこれやと言われておりますが、いずれにしても、その能力に応じて適材適所の配置をしてあるということは私も自信を持って申し上げたいと。一人ひとりには能力の過不足もございまして、そういう意味で、適材適所ということは非常に難しいんですが、そういう形でなっておるということでございまして。当然、ここは名古屋市ではございませんので、近隣の市町村の状況と合わせて、そして、弥富は名古屋のことも入れますと広域ではございませんので、本当に自分の家から、また自分の今住んでいるところから、僻地といいましょうか、そういうところへ行くということではございませんので、ある一定の通勤の距離で転勤しておるということでございまして、その点は何ら心配ないと私は思っております。ですから、今言いましたように、能力に応じて適材適所に配置転換してありますので、理解をしていただきたい。今回は特に合併ということで急遽で、それまでの資料もございませんが、いろいろ担当の上の方であれやこれやと聞きまして、そのような配置転換をしたということも理解をしていただきたいと思っております。いずれにしても、辞

令というのは4月1日をもって発令しておりますので、それにあわせてやったということでございますので、どうぞひとつ御理解を得たいと思います。

それから、巡回バスの問題が出ていますが、また詳しいことは担当の方で説明させていただきますけれども、いずれにせよ、当初、以前の村のときの巡回バスと今の巡回バスと果たしていかにあるべきかということも、随分私どもは改善をしてそのコースを選んだということでございます。そういう報告を聞いております。これもまた改善の余地がございますので、おいおいコースも、また市民の要望に応じて変更していくということでございます。また、今後、御意見と御要望がございましたら、おっしゃっていただければ随時改善してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、何か問題があったときには即座に変えさせていただきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（横井昌明君） まず組織の関係でございますけれども、この組織につきましては、行政需要の変化とか行政課題に対応したということで、事務量を測定しながら職員配置を行ったということでございます。

また、例えば十四山公民館などの指摘されたところにつきましては、臨時職員とか嘱託の職員も配備しており、管理職として配置しました職員につきましては、それらの職員の指揮・監督、または業務の運営等を行っております。

また、新聞報道のことが出ましたけれども、新聞報道のことにつきましては、我々の内示された資料と同じものをお渡ししまして、それによって報道をしておみえになるということでございます。以上でございます。

〔「議長32番」の声あり〕

議長（大原 功君） 三宮君。

32番（三宮十五郎君） まず職員の配置の問題ですが、事務量を考えて適材適所に配置をしたと、何ら問題はないという御答弁。あるいは、1日付の辞令を27日に交付したことについても何も問題はないという御答弁でございました。要するに、1日が発令日だから27日の内示は何も問題ないと言いますが、とりわけ今回は両町村の合併という問題もございまして、早くから職員の皆さんの間でも、一体どうなるだろうという声がありまして、一日も早く内示をしてほしいという強い要望があったことは、あなたたちもよく御承知のはずだと思います。それを、1日に間に合ったからいいんだというようなお考えというのは、新市長が職員の皆さんを通じて住民の声を聞き、そしてこの新市発足を皆さんに本当に喜んでもらえる、そういうまちづくりを進めるというお考えがどこにあるのかなあというふうにしか考えられませんが、お互いにこの新しい環境に入っていく、距離的に言えばそう大した広い距離では

ありませんが、それでも市になることによりまして、従来町村にはなかった新たな仕事もあり、あるいは全く実際に環境の違う二つの自治体の職員の皆さんが、今度は机を並べて働くわけですから、合併した多くの市町村で合併に伴うさまざまな問題が発生しております、そういう中でそれぞれ皆さんが心づもりもする、あるいは発令された仕事が本当に自分の健康状態や、あるいはさまざまな諸般の事情によって全うできるかどうかというような御心配も当然あるわけございまして、2週間前に内示を出しているというのは、名古屋市もそうでございますが、名古屋市ばかりではありません。当然、職員の皆さんの人権や、あるいは本当に立場を尊重しているからこそ、そういう内示のし方をするわけございまして、当然その間には、いろいろ問題があれば調整していくという理事者側のトップの配慮ができる、調整ができる期間を含んでいるわけございまして、こうした配慮を全く必要がないかのようなお考えというのは、職員の皆さんは機械ではありませんので、それぞれ喜びも悩みも、いろんなものを持ちながら仕事につかれていますので、そういう機微に触れる人事配置をする。とりわけ辞令の問題については、そういう態度を今後強めていく必要があると思いますが、今回のやり方に全く問題がなかったというのは極めて残念な御答弁としか思えません、この御答弁は自信を持ってされたものかどうか、もう一度確認をいただきたいと思います。

さらに、適材適所の配置ということでございますが、複数の職員がそういう人事配置をされております。しかし、例えば白鳥コミュニティセンターの今までの弥富町の対応を見ましても、あそこはかなり長期にわたって定年退職をされた方が館長として務められて、しかも非常に住民との関係を大切にされて、今、弥富町の公共施設の中で一番、その周辺の住民の皆さんが使い勝手のいい施設の一つだというふうに言われておりますよね。だから、基本的に全部非常勤の職員で運営されてきたところに、今回は課長職を館長として配置をします。そうしなきゃならないような理由というのは何もなかったような気がしますが、実際に常勤の職員を一人も持たない課長職というような考え方が職員管理の中で適正なものかどうか、適材適所と言えるものかどうか、改めてもう一度お伺いをしたいと思いますし、そしてもう一方で、教育部長が図書館長を兼務すると。市になりまして図書館の役割はますます大きくなっているのに、それをわざわざ教育部長という重職に兼務をさせて、なおかつ部下を持たない課長を複数つくるといようなやり方が、事務量に応じた適材適所の配置だということで済まされる問題かどうか、改めてお伺いをしたいと思います。

それから、十四山は前のバスよりよくなったという町長の御答弁というのは、全く理解できないんです。もともと弥富のAコースとして1日7回り、弥富町で利用しておったバスなのに、それを4回り、事実上半減をさせる。しかも、福祉センターに着く時間も、それから最初は役場だけでしたが、今回わざわざ、バスでいうと1分離れた海南病院前という停留所

をつくるほど皆さんの需要が多いのに、ここへ行くのに9時33分に着けたのが、もうほとんど11時近くまで、今の十四山や、あるいはAコースの人たちは行けないというような、こういう全く不公平な状態が合併によって生じたということになりますと、やはり私は十四山の皆さんも、それからこのAコースを利用しておった弥富町の皆さんも、合併によってこんなふうになったら困るというふうに思われるのは当然ではないかと思うんですね。そういう不公平が何も問題ない、問題があればすぐ改善しますと言いながら、今のBコースやCコースの1日に8回、9回、10回と利用できる。しかも、時間は今のAコースに比べると、福祉センターに着くのも、海南病院に着くのも、役場に着くのも、時間差もありまして、必要な時間に基本的に着けるという仕組みになっているでしょう。ここが問題だと言っておるのに、まるきり問題ない、十四山は今までよりよくなったというような御答弁では、弥富市の巡回バスですから、こういう利用者の皆さんの利益や立場を尊重する。そして何よりも、公務員は全体の奉仕者として公正に市民のために働くということは、宣誓をさせる、あるいは宣誓をして職員になっているにもかかわらず、今回新たに従来の条件を大幅に切り下げで不正をつくり出しておいて、何にもこのことに疑問も痛みを感じないという対応というのは、私はあってはならないことだと思いますが、改めてこういう新たに生じた格差について、問題があればすぐ是正しますというふうに御答弁されたんですが、そういう是正すべき格差だというふうにはお考えにならないのでしょうか、明確な御答弁をいただきたいと思います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） 自信を持って担当の方もやっておりますし、私たちも鼓舞してそのような示唆を出すわけですが、先ほど御指摘のような点もあるかもわかりません。今御指摘がありましたで、あったんでしょう。そういう点がありましたら、決して直さんとは言いませんが、絶えず機会あるごとにぜひ改善してゆくということをお答えしたはずですが、その辺もよく了解していただきたいと思います。なお一層皆さん方に平等に行くように最善の努力をして直していきますので、よろしく願います。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（横井昌明君） 職員配置につきましては、行政需要の変化や行政課題に応じてやられた職員配置でございますので、よろしく願いたいと思います。

議長（大原 功君） 他に質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

〔「議長32番」の声あり〕

議長（大原 功君） 三宮十五郎議員。

32番(三宮十五郎君) まず、予算の編成の考え方で、確定したら言いますと。かなりのものがもう内定もしておりますし、またそれがありますから、3億円を超える17年度の繰越金を18年度に予算計上しているわけですね。だけど、その後、その当時確定していなかったもので、次々と確定しているものもございまして、今この十四山村の打ち切り決算に伴う歳出3,000万円余りの財源を捻出するのに、実際には絶対に今後あり得ないでありましょう積立金、決算のときには大幅に必要ななかったということでやるようなやり方ではなくて、そういう剰余金が多額に発生している状況はわかっておりますので、そういうもので充当していく。特に、十四山村の打ち切り決算に伴いまして、差益剰余金ということで2億円も既に18年度予算に組み入れている状況を考えても、あるいは財政の実態を議会に報告する、議会の議決をして執行するという弥富市と弥富市議会の関係を考えましたら、こういう実態を、要するに確定したらという言い方は恐らく決算が終わったらということで、そういうことではなくて、実際の財政の状況を絶えず議会と市民に明らかにし、一緒により充実した税金の使い方や新市の発展をつくっていくというお考えがあれば、私は率先してそういう方向に改めるべきであるというふうに考えますが、残念ながらそういうお考えは今の御答弁の中ではとても受け取ることができませんでした。

また、人事の問題につきましても、適材適所、事務量に応じてというふうな御答弁に終始をいたしました。先ほど私が申し上げたような事実というのは、どなたが考えても一体どうなっておるんだというふうに言われても私は抗弁できないものであり、そういう疑念を晴らすような説明は基本的に何もなかったというふうに、今の御答弁を伺ってそういう受けとめしかできませんでした。

また、巡回バスの問題につきましても、多額の費用を投入いたしまして福祉センターをつくり、巡回バスを運行したことを通じまして、お年寄りの医療費は急減しております。そういう中で先日も、さきの議会でも申し上げましたが、厚生労働省が全国の都道府県別の1人当たりの医療費を公表されました。全国平均が78万円、愛知県平均が77万5,000円、弥富市になりましたが、弥富町の16年度、今の数字は全部16年度の1人当たりの数字でございますので、弥富町は63万8,000円ということで、愛知県平均並みに使っているところに比べると年間4億4,300万円、それから全国で最高の福岡市並みに使っているとしたら、年間10億5,900万円の税金や社会保険料を節約していることになります。これは、本当の意味で必要なお金を使うことが、行政改革のこんなに大きな成果を上げられるものだということ、全国的な事例でもはっきりと示しております。加えて、地球温暖化防止などの課題が大きな問題になっておりますが、マイカーで走り回るよりは、可能な限り公共交通やそういうものを確立していくことが強く求められております。隣の、愛西市になりましたが、旧佐屋町では、3台の巡回バスで1年間に13万人の方を運んでおります。旧弥富町では同じ3台

のバスでまだ5万人台でありまして、もっともっと工夫をして、この福祉センターをつくったり、いこいの里をつくったり、そして皆さんの税金を使わせていただいていたことを、住民の健康を守り、また元気なお年寄りをふやして税金の節約やそういうことができる。そしてさらに、今まで進めてまいりました住民福祉や医療制度の改善を一層前進させていく財源にもできる十分な可能性を持っていることですので、強くそういう方向性を持った努力、あるいは現在問題があれば直すというふうに市長はお答えになりましたが、こういう明白な不合理・不公平が指摘されなくても、あなたたちが計画を立てたわけですから、計画段階でやはり理解していただかなければならないと思いますし、また今言ったようなことがあるかもしれませんが、あれば直しますということでしたが、一日も早く直すことを強く求めて反対討論とさせていただきます。

議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第30号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立26名〕

議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、議案第30号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第31号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案どおり可決決定をいたしました。

ここで、議会の人事がありますので、暫時休憩をいたします。

~~~~~

午後2時30分 休憩

午後4時15分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま副議長に議長の辞職願を提出いたしましたので、副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

副議長（佐藤良行君） 議長を交代しました。

お諮りします。

議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（佐藤良行君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とします。

~~~~~

追加日程 議長の辞職の件

副議長（佐藤良行君） 地方自治法第 117条の規定により、大原功議員の退場を求めます。

〔議長 大原功君 退場〕

副議長（佐藤良行君） 辞職願を局長に朗読させます。

議会事務局長（下里博昭君） 〔朗読〕

副議長（佐藤良行君） お諮りします。

大原功議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（佐藤良行君） 異議なしと認めます。

よって、大原功議員の議長の辞職は許可されました。

大原功議員の入場を求めます。

〔29番 大原功君 入場〕

副議長（佐藤良行君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙の件を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（佐藤良行君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙の件を日程に追加し、選挙を行います。

~~~~~

追加日程 議長の選挙の件

副議長（佐藤良行君） お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（佐藤良行君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（佐藤良行君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

議長に大原功議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した大原功議員を議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（佐藤良行君） 異議なしと認めます。

よって、大原功議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された大原功議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

議長に当選された大原功議員に発言を求めます。

新議長（大原 功君） ただいま弥富市の議会議長ということで皆さん方に御支持をいただき、当選をさせていただきましたことを心よりお礼申し上げます。また、弥富市は川瀬市長のもとで、市民には安全・安心なお手伝いができるように、また市議会としても一生懸命頑張りますので、皆さん方の御支持をよろしくお願い申し上げて、お礼のあいさつといたします。

副議長（佐藤良行君） 新議長が決まりましたので、交代をいたします。

〔副議長、新議長と交代〕

議長（大原 功君） ただいま副議長の佐藤良行議員から辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたすことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

~~~~~

追加日程 副議長の辞職の件

議長（大原 功君） 地方自治法第117条の規定により、佐藤良行議員の退場を求めます。

〔副議長 佐藤良行君 退場〕

議長（大原 功君） 辞職の件を局長に朗読させます。

議会事務局長（下里博昭君） 〔朗読〕

議長（大原 功君） お諮りいたします。

佐藤良行議員の副議長の辞職の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、佐藤良行議員の副議長の辞職の件は許可されました。

佐藤良行議員の入場を求めます。

〔19番 佐藤良行君 入場〕

議長（大原 功君） ただいま副議長が欠けましたので、お諮りいたします。

副議長の選挙の件を日程に追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の件を日程に追加し、選挙を行います。

~~~~~

追加日程 副議長の選挙の件

議長（大原 功君） お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

副議長に伊藤正信議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました伊藤正信議員を副議長の当選人にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、伊藤正信議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました伊藤正信議員が議場におられますので、会議規則第32条第 2 項の規定により告知いたします。

副議長に当選された伊藤正信議員に発言を求めます。

新副議長（伊藤正信君） ただいま副議長という大任に推挙いただきまして、その任務の大

きさに、私は今、心を新たにしているところでございます。今日までの行財政改革の集大成の中で新たな弥富市が誕生し、私どもも多くの課題を抱える中で、新市発展のため、さらには住民の皆さんとともに、それぞれ施策の遂行のために私も決意をいたしますことを申し上げて、ごあいさつにかえさせていただきます。

議長（大原 功君） 前副議長の佐藤良行議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

19番（佐藤良行君） 皆様には任期中大変お世話になり、ありがとうございました。未熟な私ではありましたが、皆様方の御協力により、無事任務を全うすることができ、深く感謝を申し上げます。

この間いろいろなことがありましたが、私には二つの出来事が印象に深く残っております。一つは愛知万博であります。皆様とともに数回会場に赴き、出展国のさまざまな文化に触れ、大きな感銘を受けるとともに、万博の大成功にも寄与することができました。2点目は、旧弥富町と十四山村の合併であります。本件は皆様の熱意と努力によって、無事、去る4月1日に新生弥富市が誕生いたしました。今後は、この弥富市の発展のために努力していきたいと思っております。

最後に、今後は一議員として4万4,000人の市民の幸せのために努力していきますので、今後ともよろしくお願ひし、退任のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

議長（大原 功君） お諮りいたします。

常任委員会の委員の任期が満了になりましたので、日程を追加し、常任委員会の選任をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

日程を追加して、常任委員会の選任を行います。

~~~~~

追加日程 常任委員会委員の選任の件

議長（大原 功君） お諮りいたします。

常任委員会の選任につきましては、委員会規則第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおりで選任をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

なお、正・副委員長も名簿のとおり御報告いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員の任期が満了になりましたので、日程を追加し、議会運営委員会を選任したいと思いますのですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

日程を追加して、議会運営委員会の委員の選任を行います。

~~~~~

追加日程 議会運営委員会委員の選任の件

議長（大原 功君） お諮りいたします。

議会運営委員会の選任については、委員会規則第 8 条第 1 項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり選任したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

なお、正・副委員長は名簿のとおりでありますので、御報告いたします。

お諮りいたします。

議会広報編集特別委員会の委員が申し合わせにより任期満了になりましたので、日程を追加し、議会広報編集特別委員を選任したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

日程を追加して、議会広報編集特別委員の選任を行います。

~~~~~

追加日程 議会広報編集特別委員会委員の選任の件

議長（大原 功君） お諮りいたします。

議会広報編集特別委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手元に配付した名簿のとおりで選任したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

なお、正・副委員長も名簿のとおり報告いたします。

お諮りいたします。

海部南部水道企業団議会議員が申し合わせにより任期満了になりましたので、日程を追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

日程を追加して、海部南部水道企業団議会議員の選挙を行います。

~~~~~

追加日程 海部南部水道企業団の議会議員の選挙の件

議長（大原 功君） お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118条第 2 項の規定により指名推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部南部水道企業団議会議員に、村上議員、四方議員、宇佐美議員、高橋和夫議員、佐藤良行議員、前田議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部南部水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第 2 項の規定により告知いたします。

お諮りいたします。

海部南部消防組合議会議員が申し合わせにより任期満了になりましたので、日程を追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

日程を追加して、海部南部消防組合議会議員の選挙を行います。

~~~~~

追加日程 海部南部消防組合の議会議員の選挙の件

議長（大原 功君） お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118条第 2 項の規定により指名推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名をいたします。

海部南部消防組合議会議員に、大原、浅井議員、炭竈議員、栗田議員、新田議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第 2 項の規定により告知いたします。

お諮りいたします。

海部地区環境事務組合議会議員が申し合わせにより任期満了になりましたので、日程を追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

日程を追加して、海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行います。

~~~~~

追加日程 海部地区環境事務組合の議会議員の選挙の件

議長（大原 功君） お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部地区環境事務組合議会議員に、三浦議員、伊藤議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

お諮りいたします。

海部地区水防事務組合議会議員が申し合わせにより任期満了になりましたので、日程を追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

日程を追加して、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行います。

~~~~~

追加日程 海部地区水防事務組合の議会議員の選挙の件

議長（大原 功君） お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部地区水防事務組合議会議員に、水野議員、立松一彦議員、杉浦議員を指名いたします。  
お諮りいたします。

ただいま指名した諸君を当選人にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

お諮りいたします。

海部地区休日診療所組合議会議員が申し合わせにより任期満了になりましたので、日程を追加して選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部地区休日診療所組合議会議員の選挙を行います。

~~~~~

追加日程 海部地区休日診療所組合の議会議員の選挙の件

議長（大原 功君） お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部地区休日診療所組合議会議員に、三宮議員、木下議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部地区休日診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

お諮りいたします。

海部南部広域事務組合議会議員が申し合わせにより任期満了になりましたので、日程を追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

日程を追加し、海部南部広域事務組合議会議員の選挙を行います。

~~~~~

追加日程 海部南部広域事務組合の議会議員の選挙の件

議長（大原 功君） お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部南部広域事務組合議会議員に、黒宮議員、高橋清春議員、山本議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部南部広域事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。



お諮りいたします。

議会選出監査委員の申し合わせによる任期満了に伴い、市長から同意議案第2号が提出され、本案を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案を日程に追加し、議案にすることに決定をいたしました。

~~~~~

追加日程 同意議案第2号 監査委員の選任の件

議長（大原 功君） 地方自治法第117条の規定により、久保議員の退席を求めます。

〔26番 久保文哉君 退場〕

議長（大原 功君） 川瀬市長に提案理由の説明を求めます。

市長（川瀬輝夫君） 提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、弥富市監査委員として久保文哉を選任するための必要があるからであります。お願いします。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をいたしました。

久保議員の入場を求めます。

〔26番 久保文哉君 入場〕

議長（大原 功君） ただいま選任された久保議員から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

26番（久保文哉君） ただいま監査委員の選任に御同意をいただきまして、まことにありがとうございました。

もとより浅学であり、非力な私ではありますが、責任感だけは人後に落ちん自負を持っております。どうかひとつ今後ともよろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

した。

議長（大原 功君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして平成18年第1回弥富市議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~

午後4時45分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 副議長 佐 藤 良 行

同 議員 佐 藤 博

同 議員 武 田 正 樹